

群馬県民スポーツ大会参加資格違反に係る罰則規定

第1条 適用範囲

原則として、参加資格違反を犯した当該競技者(監督等を含む。)に対して本規定を適用する。

第2条 処分内容の手続き等

参加資格違反に係る処分内容の手続き等については、次のとおりとする。

- 違反が判明した時点において、以下の者により報告された内容を協議し、当該競技者及びその所属する関係機関・団体へ確認を行う。

(1)競技会開始前及び終了後

県民スポーツ大会実行委員会各競技担当委員が報告した内容の協議については、県民スポーツ大会実行委員会があたるものとする。

(2)競技会期間中

各担当委員が報告した内容の協議については、大会委員があたるものとする。

第3条 処分内容の決定

処分内容については、県民スポーツ大会実行委員会又は、大会委員からの報告を受けて、大会委員長が本規定第4条「処分」に基づき決定する。

第4条 処分

- 当該競技者及び当該所属チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

(1)競技会開始前

1) 個人競技

a 当該競技者の当該大会への参加を認めない。但し、補充は認める。

2) 団体競技

a 当該競技者の当該大会への参加を認めない。

b 当該競技者の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。

c 当該競技者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない際には、当該郡市内における次順位のチームの参加を認める。

(2)競技会期間中

1) 個人競技

a 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。

2) 団体競技

a 当該所属チームの当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。

(3)競技会終了後

当該競技者については、次回大会においては、参加は認めない。

但し、成績は訂正しないものとする。

第5条 その他

- 参加資格違反の内容により、当該競技者が所属する都市スポーツ・体育協会及び市町村競技団体に対し、別に改めて処分を課すことができる。

- 各都市予選会期間中において参加資格違反が判明した場合は、本規定第4条1項-(2)を適用する。

- 県民スポーツ大会における参加資格違反に対して、上記に定める事由以外については、別途当該都市スポーツ・体育協会及び当該市町村競技団体と協議の上、県民スポーツ大会実行委員会において決定する。

附則

本規定は、平成20年6月13日より施行する。

本規定は、平成31年4月1日より施行する。

罰則規定処分内容一覧

項目		競技会開始前	競技会期間中	競技会終了後
故意又は重大な過失	当該競技者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該大会への参加を直ちに中止させる。 ・当該競技者の成績をすべて抹消する。 ・県民スポーツ大会への次回大会以降に開催される大会への参加禁止処分とし、処分内容については県民スポーツ大会実行委員会で審議の上、決定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民スポーツ大会への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については県民スポーツ大会実行委員会で審議の上、決定する。 ・当該大会における当該競技者の成績は抹消した上で、改めて全都市の全成績を見直すものとする。 【個人競技】
	所属チーム(団体競技の場合) 並びに、所属都市スポーツ・体育協会及び市町村競技団体	<ul style="list-style-type: none"> ・当該所属チームについても直ちに参加を中止させる。 ・当該競技者所属チームの成績をすべて抹消する。 ・当該所属チーム、並びに所属する都市スポーツ・体育協会及び当該市町村競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、県民スポーツ大会実行委員会で審議の上、決定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該所属チーム、並びに所属する都市スポーツ・体育協会及び当該市町村競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、県民スポーツ大会実行委員会で審議の上、決定する。 ・当該大会における当該チームの成績は抹消した上で、改めて全都市の全成績を見直すものとする。 【団体競技】
過失	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・処分内容については、当該競技者及び当該所属チーム、並びに所属する都市スポーツ・体育協会及び当該市町村競技団体に対して注意以上の処分とし、県民スポーツ大会実行委員会で審議の上、決定する。 		
	個人競技	<ul style="list-style-type: none"> ・当該大会及び次回大会への参加を認めない。 ・次順位の競技者の参加が可能である場合は、当該都市予選会内における次順位の競技者が参加できることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。 ・次回大会への参加を認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該競技者については、違反が判明した大会以降に開催される大会において、県民スポーツ大会への参加は認めない。 ・成績は訂正しないものとする。
	団体競技	<ul style="list-style-type: none"> ・当該競技者の当該大会及び次回大会への参加を認めない。 ・当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。 ・当該競技者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない際には、当該都市予選会内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該都市予選会内における次順位のチームが参加できることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、また、次回大会への参加を認めない。 ・当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。 ・成績も認めるものとする。 	